

## 令和4年度 第1回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

### <開催概要>

日 時 令和4年7月7日（木） 午後1時30分～午後2時59分

場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

出席者 小川会長、戸倉副会長、清水畑委員、須賀委員、清水委員、橋本委員  
鈴木委員、松本委員、佐野委員、山崎（友）委員、川島委員、小杉委員  
南波委員、杉田委員、山崎（実）委員

- 次 第
- 1 開 会
  - 2 新委員委嘱及び紹介
  - 3 議 事
    - (1) 令和4年度江戸川区地域自立支援協議会について
    - (2) 取り組みテーマに関する情報共有
    - (3) 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の中間報告について
    - (4) 情報共有・その他
  - 4 閉 会

### <議事要旨>

開会時刻 午後1時30分

#### 障害者福祉課長

定刻になりましたので、これより令和4年度第1回江戸川区地域自立支援協議会を開会いたします。終了は午後3時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠を報告させていただきます。高橋馨委員、高橋映治委員、秋元委員、亀田委員、大沼委員につきましては、ご都合により欠席の連絡をいただいております。

次に、新任委員のご紹介をさせていただきます。昨年度、区立中学校長会の推薦により委員を務められました富永委員に代わりまして、篠崎中学校長の清水秀登様。同じく、ハローワーク木場の推薦により委員を務められました山内委員に代わりまして、ハローワーク木場専門援助第二部門統括職業指導官の橋本貴幸様に協議会委員を委嘱することになりました。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。まず初めに、事務局を代表いたしまして、福祉部長、健康部長より一言ごあいさつを申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—健康部長挨拶—

—事務局紹介—

#### 障害者福祉課長

ありがとうございました。

では、これから会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 会長

改めまして、よろしくお願いいいたします。本日は限られた時間内で有意義な会議ができますよう、議事進行につきましては皆さまのご協力をお願いいいたします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っております。その点について、事務局から報告をお願いいいたします。

## 障害者福祉課計画調整係長

ホームページにおいて、傍聴者の希望を募りました結果、1名の方にお申し込みをいただきまして、ロビーでお待ちになっております。

皆さまのご了解を頂けた場合には、入場していただきます。

傍聴の方への配付資料でございますが、本日皆さまにお配りしている資料のうち資料1から11につきましては、傍聴者の方にもお配りしたいと考えておりますが、皆さま、いかがでございましょうか。

## 会長

ただいま、事務局より傍聴についての説明がありました。委員の皆さま方、よろしいでしょうか。

—異議なし—

## 会長

それでは、傍聴の方、ご入室いただいでください。

—傍聴者入室・着席—

## 会長

それでは、次第に沿って説明させていただきます。

議事1「令和4年度江戸川区地域自立支援協議会について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

## 障害者福祉課長

それでは、令和4年度江戸川区地域自立支援協議会につきまして、資料1に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、開催概要について、開催時間・曜日ですが令和4年度の協議会は平日木曜日の午後の開催を基本としまして、毎回協議会にて次回の日程をお示しさせていただきます。開催日程につきましては、本日と次回11月10日木曜日、令和5年2月の年3回の開催を予定させていただいております。

次に、令和4年度の主な内容です。協議会は、障害当事者と日頃は障害者との関わりのない方が意見交換や情報共有を通じてお互いを理解して、共通認識を持つという、共通理解の醸成を目的としております。内容につきましては、令和4年度は、年間取り組みテーマについての意見交換、障害者福祉関連の情報共有、障害者差別に関する相談、困難事例の紹介と意見聴取を中心に考えております。

続きまして、取り組みテーマについて、ご説明させていただきます。事務局からは、今

年度のテーマとしまして「障害者の理解について」を提案させていただければと思います。委員の皆さまには、令和3年度第3回の地域自立支援協議会の中で、障害者の権利条例の整備をすることについてご意見を頂戴いたしました。そこで、今年度は、条例内容について皆さまと意見交換をしていきたいと考えております。

また、障害者週間に広く障害者の福祉と関心と理解を深めてもらう取り組みなどを考えているところです。

## 会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局より協議会の進め方について説明がございました。

まず、事務局から提案がありました令和4年度協議会の取り組みテーマについて、ご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の協議会の取り組みテーマを「障害者の理解について」とし、事務局提案の進め方としたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

## 会長

それでは、ご賛同いただきましたので、令和4年度取り組みテーマとして決定したいと思います。

後ほど皆さまからいろいろ意見を頂く時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

続きまして、議事2「取り組みテーマに関する情報共有」につきまして、事務局からお願いいたします。

## 障害者福祉課長

今年度の地域自立支援協議会の年間取り組みテーマを「障害者の理解について」ということで決定させていただきました。お手元の資料2に沿って説明させていただきます。

障害者の権利条例の制定の目的ですが、区で令和3年7月に制定しました「ともに生きるまちを目指す条例」の考えのもとに、障害者の持つ権利について、区民、関係機関および江戸川区の役割を明らかにしまして、お互いを理解し共に認め合う共生社会の実現を目指すことです。

続きまして、令和3年度第3回地域自立支援協議会の委員の主な意見を抜粋したものになりますが、おおむね権利条例を整備することについて、ご賛同いただいているところがございます。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらでは、令和3年度第3回の地域自立支援協議会の中で、障害者の権利条例の整備について、委員の皆さまから頂いた意見をまとめさせていただいたものでございます。

続きまして、資料4では令和3年度第3回地域自立支援協議会の中で配付しました障害者の権利条例の整備について頂いた意見などを反映した概要、関連条例、条例の骨子案となっております。

この骨子案について、以前お配りした中では対応されてなかった前文のところや、骨子

について掲載させていただいております。「ともに生きる条例」が、小学校5年生が理解できるような文面で作成していることを基準に、障害者についても「誰もが自分らしく暮らせるまち条例案」ということで、こういった言い回しで統一させていただいているところでございます。

前回の令和3年度第3回地域自立支援協議会では、書面での開催であったため直接ご意見を頂くことができませんでしたので、今日は改めて皆さまからのご意見を頂ければと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

## 会長

それでは、席次の順にマイクを回させていただきます。障害者の理解、権利条例に関することでも構いませんし、例えば障害のある人もない人も自分らしく暮らしていけるためにはどのようなことが必要であるかについて、前回ご意見を頂いておりますが、改めてお話しさせていただきたいと思っております。

なお、時間の制約もございますので、おひとり2分程度を目安にお話しいただければと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

## 委員

「ともに生きるまちを目指す条例」につきまして、昔から考えますと障害者の方というのはやはり見捨てられてしまうような環境であったのが、最近、このようにみんなで共に生きていこうとなったのはすごいことで、この取り組みは素晴らしいことだと思っております。こういった機会を通じて、実現できるようなスキームを作っていただきたいと思います。

## 委員

障害者の方も含めていろいろな形で江戸川区に住んでいて、住みやすいような形で努力する、協力するような組織になっております。こういう障害者の方の暮らしやすい生活、障害者の方の暮らしやすい生活という言葉にしなくても、みんながとても暮らしやすい江戸川区になるように、私たちが頑張っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

## 委員

本校は、知的の特別支援学級があり、大変優しい子ども達です。なぜ優しいかというところ、この特別支援学級の子どもたちと一緒に生活をしているので、そういう人に気遣うことができるのではないかと思います。なるべく、教科の授業は難しいですけども、行事等で通常の学級と特別支援学級と分け隔てなく一緒に活動をしていく、こういうことを続けていきたいと思っております。

これが中学校で途切れることなく、高校、大学あるいは社会に出て、本当に共に生きる人たちを育てていきたいと考えています。

## 委員

初めて障害のある方を雇用しようという企業の方は、なかなかイメージが湧かないとい

いますか、理解があまりないのでどうしたらよいかと困っておられるようなところもありますので、こういった形で条例を設定して、普段の生活の中で障害のある方を理解することで、障害者の雇用も進むかと思っておりますので、こちらの条例は素晴らしいことだと思っております。

#### 委員

「ともに生きるまちを目指す条例」やこの資料に書かれていることは、すごく素晴らしいことだと思っておりますので、区の方だけでなく、何かお手伝いできることがあれば、関わっていきたいと思っております。

#### 委員

見せていただいた条例案は、すごくいいものができたなと思っております。

ただ、書いてある文言とか言葉は本当にいいことですが、これが絵に描いた餅にならないで、ちゃんと実効性のあるものにするためには、やっぱり私たち自身、区民全員が具体的なイメージが持てるようにしていかないと、条例を作りましたという事実だけで終わってしまうのはもったいないことだと思っております。自分の立場でできることはやりたいと私も思っております。

#### 委員

こういう条例を作っていくということは中身も大切ですけど、区として持つということが区の地域への意思を示すっていうことになりますので、非常に大切なことだと思っておりますし、とってもいいことだなと思っております。

それから、私どもは「なごみの家」という取り組みをやっております。その中で障害者の方たちの利用についてどうするかということをいろいろ数年前からお話をさせていただき、皆さま方からもいろいろご提案をいただきました。今後、「なごみの家」のような場所を利用した形でお互いの相互の理解が深まるようになっていくのではないかと思っております。

#### 委員

障害がある方が江戸川区の中で自分らしい生活ができればいいのかと思い、ここで掲げられている地域自立支援協議会の目的である共通理解の醸成というのは本当に必要だと思っておりますので、これが実のあるものになればいいかなと思っております。

この障害者の権利条例の制定について、まず私たちが理解しやすいような中身を作っていく必要があるのかなと思っております。障害のある方も生きられるような江戸川区を作っていくといいのかなと思っております。

#### 委員

この条例ができれば、すぐに変わるわけではなくて、多分皆さんの中で徐々に知られていくような話だと思っておりますし、障害があってもなくても皆さんが暮らしやすい江戸川区になるのではないかと感じております。

#### 委員

「誰もが自分らしく暮らせるまち条例案」ができるのは、精神の家族にはとても心強い

ものではないかと思っています。

私としては、この条例案がもっともっといい内容になって、一人でも多くの人たちの気持ちを明るくさせてもらえるような、そういう条例案であるっていうことを願っております。

## 委員

障害のある子は、年齢とともに障害というものがだんだん重く顕著に出てくるものだと日頃から感じています。もう自分の年齢を考えたりすると、親が亡き後の暮らせる場所というのがやっぱり今一番心配なところなんです。本人というよりも家族が相談してもらえて安心できる気持ちを得るためには、役所の中でそういう親の本当の悩みっていうものを聞いてもらえるところがすごく欲しいというのが最近の思いです。

年齢とともに悩めることというのが本当に変わってきているのが現状であり、年齢とともにいつまでも健康な体ではなくなり、いつ何かあった時には、地域で暮らせるとか言うけども、重い障害のある子はグループホームとかで実際生活するのは難しいというのが、私自身の子どもに対する実感です。

## 委員

条例を作るにあたって、基本的には合理的配慮が障害の特性に合った内容でなければいけないと思います。

こういう時期ですので、防災のことが気になります。福祉避難所に指定されたけれど、先ほどの合理的配慮のことを考えますと、そこに配置された職員が、障害のことを十分理解して、いろんなアドバイスやご指導いただくことができるのかということが一番心配しています。

このしっかりした条例ができて、それに従ってわれわれにもできることは自分でやっていきたいと考えております。できる範囲で区のご指導に従ってご協力していきたいと思えます。

## 委員

障害者権利条例について、まだ理解ができていない状況です。ちょっと内容が難しいため、権利条例の内容について学習の時間を頂きたいと思えます。

実際に耳が聞こえませんが、皆さんのように聞こえる人たちの中に入って行く時に、ちょっと私も入りにくい部分があります。なぜかという、今みたいに手話通訳がいればいくらかでも入っていけるのですが、いない場合はやはり入りにくいんです。会話やコミュニケーション、1人でも聞こえる人たちの中に入った時には、コミュニケーションがどうしてもできないので通訳が必要になりますので、いろいろな場所に通訳がいればいいなと思えます。

最近、区役所やお店、事業所などは、電話番号だけ記載してあることが多いです。メール、ファックスが記載されていないことがたくさんあるので、ろう者にとっては生活しにくいんです。ろう者もしっかり権利は持っているんで、電話番号だけの記載ではなくて、相談や問い合わせなどの受け付けはメールやファックスなども記載しておいてほしいと思えます。

## 副会長

多種多様な障害がある中で、それを全て理解するというのは非常に大変なことだと思います。自分らしくまず暮らせるまちにするための課題をきちんとこの場で共有して、それぞれ自分の組織で何ができるかを考えるのが大事ではないかと思います。

その中で、私は身体障害者相談員をやっておりますので、その中で「なごみの家」と交流させていただいて、何か相談があればそれぞれの障害者団体に相談をするというような体制ができております。「みんなの就労センター」は、高齢者や引きこもりの方、フルタイムでは働けないが少し時間だけ働きたいというような方とか、一般の就労が難しい場合の就労を支援するというところです。こういったところできちんと情報を収集しながら皆さまと情報を共有しながら、自分たちで何ができるかというところを進めていければいいなと思っております。

## 会長

本当に貴重なご意見を頂き、私はいつもこの協議会に来て勉強になりますが、各団体の方々の思いもあり、これからの条例に向けてどのようにやっていけばいいのかという意見を聞かせていただきまして、改めて私も何かできることはないのかと感じた次第でございます。

共に支え合っていくまちづくりというのは、ほんとに一筋縄ではいかないのかもしれませんが、一つ一つ皆さんで何かできることを周知しながら、区民の皆さま方に理解され、周知され、共に生きるまちづくりができればいいなというのを私なりに思う次第でございます。

本当に貴重な意見をありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議事3「第6期江戸川区障害福祉計画および第2期江戸川区障害児福祉計画の中間報告」につきまして、事務局からお願いいたします。

## 障害者福祉課計画調整係長

それでは、資料5をお手元にご用意ください。

令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としました第6期江戸川区障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の令和3年度の実績についてご報告させていただきます。

成果目標（1）福祉施設から一般就労への移行等につきましては、まず（ア）の就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数からご覧いただきたいと思います。

こちらについては、令和5年度末の移行者数を148人という目標を立てております。それに対しまして、令和3年度の実績は97人でした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響のためだと考えております。

次に（イ）就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度において就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した方のうち7割以上が就労定着支援事業を利用するという目標を立てております。令和3年度実績は97人中27人で27.8%という結果となっております。

次に（ウ）就労定着支援事業の就労定着率です。こちらは、令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を全体の7割以上とする目標を設定いたしましたが、令和3年度については、9施設中5施設で55.5%という結果となっております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

成果目標（2）福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。

まず、(ア)福祉施設の入所者数です。こちらについては、令和3年度末の状況で440人の方が入所施設でお暮らしになっております。ご本人と保護者の方の意向を確認しまして、区内グループホームでの生活も対応が難しいということなど、施設入所が真にその方にとって必要とされる方を引き続き支援してまいります。

(イ)地域生活への移行者数です。こちらは令和元年度末の福祉施設入所者のうち7人が地域移行をしておりますが、高齢化、重度化などが進んでおり、地域移行が困難な方が増加している状況です。

成果目標(3)精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。こちらについては、健康部からご報告いたします。

## 健康部副参事

成果目標(3)精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築になります。

まず目標を定めて各種サービスの充実などにより、引き続き入院中の精神障害者の方の地域移行の促進とその中で江戸川区の精神保健福祉協議会を設置いたしまして、年2回開催しております。内容としましては、精神障害の方にも対応した地域の包括ケアシステムの構築、それを進めることにより、措置入院患者の退院後の支援など、精神保健の事業全般を幅広く協議していくというようなことになってございます。

精神障害者の各サービスの目標値を定めてございます。令和5年度、2023年度の目標値をここに示させていただいておりますが、令和3年度実績では、もう既に地域移行支援30人、地域定着支援は99人、共同生活援助は278人、自立生活援助は90人となっており、目標値は超えているところでございますが、令和2年度と比較いたしましては、やはりコロナ禍で病院など面会ができないなどの影響がございまして、令和3年度実績が地域移行支援については停滞がございまして。

そのほかの支援の実績は増えておりまして、全体として地域生活への意向、地域生活の定着が促進されていることが分かるかと思っております。

## 障害者福祉課計画調整係長

続きまして、成果目標(4)相談支援体制の充実・強化等については、引き続き相談支援事業所との連携強化を推進してまいります。

続きまして、成果目標(5)地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、令和3年度が個々の事例を通じて関係機関と連携し、課題を共有してまいりました。また、夜間・休日にも対応できる障害者虐待SOS電話を設置したところでございます。

続きまして、成果目標(6)障害児支援の提供体制の整備等については、令和4年4月1日に篠崎育成室を改めまして、篠崎児童発達支援センターを開設しております。区内で2カ所目の児童発達支援センターとなります。

次に(イ)保育所等訪問支援の充実になります。篠崎児童発達支援センターを開設したことによりまして、さらに保育所等訪問支援について充実を行えたところとなっております。

次に(ウ)重症心身障害児を支援する事業所の確保になります。令和3年度に新たに重症心身障害児を支援する事業所が3カ所開設しております。児童発達支援の事業所として2カ所、放課後等デイサービスとして1カ所となっております。令和3年度は事業所数が今申し上げましたように広がっていったという状況にございます。

次に(エ)医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコー



ディネーターの配置についてです。令和3年度に医療的ケアコーディネーターを新たに配置しまして、区内の医療的ケア児をお育てになっている80家庭の保護者さまと電話でお話ししまして、現状を把握したところです。

最後に、成果目標（7）障害福祉サービス等の質の向上でございますが、区では集団指導、個別指導および計画相談員を対象としたブラッシュアップ研修というのを行っております。引き続き、福祉サービス事業者の皆さまと共に、福祉サービスの質の向上に努めてまいりたいと思います。

以上が資料5の説明でございます。

続きまして、資料6についてご説明をさせていただきたいと存じます。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とします次期計画の策定にあたりまして、今年度障害当事者の方の生活実態や障害福祉サービス等に対する意向などを把握する目的で、基礎調査を実施させていただきます。

調査の実施期間は、10月中旬から11月上旬を予定しております。

調査の対象は、江戸川区民の障害者、障害児、合わせまして1,500名といたしまして、無作為抽出をさせていただいた身体障害、知的障害、精神障害の方、難病手当を受給されている方、児童通所受給者証を所持されている方に調査票を郵送いたしまして、調査をさせていただきます。

また、回収しまして調査票の内容の分析が終わりましたら、報告書として作成いたしまして、皆さまにご報告させていただきたいと思います。

資料6について、説明は以上でございます。

## 会長

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

## 委員

資料5の成果目標（3）ですが、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」の中で、「保険、医療、福祉、介護、当事者および家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年2回開催しています」というのは、昨年度も行われたのでしょうか。

## 健康部副参事

コロナ禍ということもあり、なかなか対面での開催ができないところですが、今年是对面での開催ができるかなと思っているところです。ただ、書面での開催はしておりますので、1回は行ったということでございます。

## 委員

今年度の予定は立っているのでしょうか。

## 健康部副参事

感染状況などを確認しながら、予定どおり開催させていただければと今は思っております。

## 会長

それでは、次の議事に入りたいと思います。

続きまして、議事4「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

## 障害者福祉課長

まず、資料7です。障害者の虐待対応状況について、説明をさせていただきます。こちらの資料は毎年協議会にて報告させていただいております。こちらの目的としては、早期発見と早期対応ということ、また併せて本人と家族などの擁護者を支援していくということを目的にさせていただいております。

1の虐待の受理状況は、平成30年から令和3年度の通報件数と認定件数を掲載させていただいております。令和3年度は36件の通報がありまして、そのうち虐待認定をさせていただいたのは24件でした。件数が増加している要因としましては、令和3年度に24時間対応の障害者虐待通報ダイヤルを設置したことや社会的な関心の高まりなどが影響したのではないかと考えております。

2から6につきましては、「虐待あり」と判断したケースについての状況を書かせていただいております。

まず2は、虐待の内容別件数で、主に身体的虐待を受けた上でほかの虐待を重複で受けているケースが非常に多いといった状況がございました。

3の通報相談件数につきましては、サービスの提供事業者、家族など、本人と直接関わる人からの通報が非常に多い状況で、行政では東京都権利擁護担当からの情報提供などもあるような状況でした。

4の虐待者につきましては、擁護者、いわゆる家族によるものが大半となっております。施設事業者従事者による虐待は、虐待者5人中全てが知的障害でした。

5は、虐待者の性別、年齢構成を示させていただいております。下は18歳以上から70歳までで、幅広く被虐待者がいらっしゃいますが、比較的50歳から64歳の方が昨年度多かったというような状況です。

6は、対応結果として、見守り、助言・指導、施設入所など、対応継続の状況を示しております。対応についても全て行っている状況ですが、今後も虐待の早期発見、早期対応に努め、対応をさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料8をご覧ください。今年度の障害者福祉施策事業について説明をさせていただきますが、主な取り組みのところだけ簡単にご説明をさせていただきます。

主な取り組みの1篠崎児童発達支援センターですが、この4月1日に新たに篠崎育成室を児童発達支援センターに指定しまして運営を行っております。

2は、親亡き後の問題ということでこの解決に向けまして、重度障害者を受け入れるグループホームの助成ということで事業を立ち上げさせていただいております。

3は、障害認定事務です。コロナ禍でいろいろ審査会の在り方というのを見直すきっかけになりましたので、オンラインでの会議の開催であるとか、検討を進めていきたいと考えております。

4は、遠隔手話サービスというところで、区役所の窓口でオンラインで手話が対応できる方をおつなぎして、窓口の中で対応するというようなことを現時的に活用できるようにオンライン端末を導入させていただいております。

事業の施策については以上ですので、よろしく申し上げます。

## 保健予防課長

私からは、資料9と資料10を合わせてご覧いただければと思います。精神保健対策の概要ということで、主な取り組みについて説明をさせていただきます。

まず1点目が、精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築とあります。イメージ図を資料10で示させていただいております。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）というようになってございます。

精神障害の方が地域で自分らしく暮らすためには、やっぱり体制のイメージ図では、左に記載してあります医療、そして真ん中にあります住まい、そして下にあります就労、また地域の支援、障害福祉や介護、こういうものが地域で生活を支える体制、持続可能な仕組みづくり、これが目指すところになります。

そこで、地域の事業者、関係機関の方々と、4つのワーキンググループ（普及啓発、医療連携、住まう、ピアサポート）で当事者の方が活躍できる場という4つのテーマを設置して議論を進めているというような状況であります。なので、少しずつできることから始めていこうというようなことで、今、取り組んでいるところでございます。

2は、このワーキンググループでも出ていますけど、やはりまだまだ普及啓発事業、これが行き渡らないといけないというところで、より多くの方に精神障害の方について知っていただくために、いろいろな機会をとらえて情報の発信をしていきたいと考えてございます。

3の社会復帰施設の充実ということでは、生活を支える一つの地域の拠点となる地域活動支援センターなどの強化を行い、社会資源の充実を図るということに取り組んでおられます。

そして、4のワーキンググループの一つでもありますピアサポーター、当事者の方です。その育成事業を通して障害者の方が活躍できる環境、これを整えていこうということです。また、当事者の方が活躍できる場、これを見るのが普及啓発にもつながっていくと考えておりますので、この4本柱を立てまして事業を進めていきたいと考えております。

## 障害者福祉課長

では、続きまして資料11です。

障害者の災害時の支援バンドナについてご説明をさせていただきます。昨年度は皆さまには障害者の防災マニュアルの作成についてご意見を頂きまして、おかげさまでテレビや新聞などにも取り上げていただいた次第です。

そういった中で、災害時に障害者が文字メッセージなどで支援が必要であることを示し、肩に羽織るなどして利用してもらおう障害者の災害時支援バンドナを他の自治体で導入しているという状況を把握しておりまして、委員の皆さまの中で例えば既にこういったバンドナを持っているであるとか、導入するにあたっての皆さんの率直なご意見などを頂きたいと思ひまして、資料を用意させていただきました。

## 会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、皆さまからご質問等ございましたらお願いいたします。

## 委員

私がお聞きしたいのが、資料5の中の4ページ目（ウ）のところで、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が2ヶ所あるとなっておりますが、どこか教えていた

できれば思うのがまず1点目です。

2点目が資料8の主な取り組みで、2重度障害者を受け入れるグループホームの助成を新規で創設しますというのは、すごくありがたい必要なことだと思っています。

現場の状況をお伝えすると、重度の障害がある方の受け入れしている法人は、このコロナでかなりの影響を受けています。コロナの影響で通所を抑えると事業所としての収入がどんどん落ちてしまう。それとこの物価の高騰で送迎での車を使うとガソリン代などが余計にかかり本当に厳しい状況です。現状をこの場でお伝えさせていただければなと思います。

### 障害者福祉課計画調整係長

それでは、ご質問に答えさせていただきたいと思います。

重症心身障害児の放課後等デイサービスですが、中葛西5丁目にある「望」と篠崎町7丁目にある「ここね篠崎」になります。両事業所とも医療的ケア児を含む重症心身障害者の方をお引き受けいただいて運営されております。

### 会長

ありがとうございます。

それでは、事務局からほかに連絡等ございますか。

### 保健予防課長

江戸川区の自殺防止対策というところでございます。毎回この協議会で報告させていただいているということですので、お時間を少し頂きます。

わが国の年間自殺者数は、平成21年で32,845人となっており、これがピークになりまして、令和2年まで下がってききましたが、コロナの影響で少し上がり21,081人となっております。

令和3年の江戸川区の自殺者数を書かせていただいております。115の方が尊い命を自ら亡くしている状況でございます。自殺の背景は、もうご承知のとおり、1つの課題というだけではなく、いろいろな課題、健康問題、家庭問題、失業など、本当に生きていたいと思いつながりながら心理的に追い込まれた末の死であるというようなところでございます。

皆さんにこういうふうにお話しさせていただくのは、やはりそういうSOSを出しているところですので、誰かがどこかで自殺のサインにまず気付いていただくこと、これが防止の第一歩ということになります。

まず受け止めていただいて、つなげていただくこと、これをしていただきたいたいというお願いでございます。資料の下にいのちの支援係、窓口を出させていただきました。何か気になることがあればお電話を頂ければと思っております。

続きまして、江戸川区の自殺者のまとめ、プロファイリングなども出させていただきます。

時間の関係で割愛させていただきますが、お読みいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

### 障害者福祉課計画調整係長

では、続きまして、次回の協議会の日程についてご連絡をさせていただきます。

第2回地域自立支援協議会につきましては、11月10日木曜日の午後、本日より同じ時間

帯で、会場はこちらグリーンパレス 2 階の千歳・芙蓉の間で開催させていただきます。詳細な開催時間などは後日連絡をさせていただきたいと思いますが、ご予約のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

## 会長

ただいま、事務局から説明がございました。次回の協議会の開催については、ご予約をお願いいたします。後日、事務局より開催通知をお送りいたします。終了時刻が迫っておりますが、皆さま方から何か連絡事項等はございますか。

それでは、皆さまのご協力により、無事協議会を終了することができました。

以上をもちまして、第 1 回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後 2 時 59 分